

経 済 産 業 省

20241122情局第1号
令和6年12月18日

関係事業者団体代表者 殿

経済産業省

商務情報政策局情報産業課長 金指 壽

経済産業省

大臣官房産業保安・安全グループ化学物質管理課長 大本 治康

経済産業省

大臣官房産業保安・安全グループ製品安全課長 佐藤 猛行

蛍光灯の製造及び輸出入廃止に伴い想定されるLED照明器具並びに
LEDランプへの交換に係る一般消費者への注意喚起の御協力について（御依頼）

平素より、経済産業行政の推進に御協力いただき、感謝申し上げます。

政府では、第5次エネルギー基本計画（平成30年7月3日閣議決定）において、LED照明等の高効率照明の普及率を令和12年（2030年）までにストックで100%とする目標を掲げているところ、皆様の御協力もあり、令和6年（2024年）3月時点においては59.5%まで進捗しています。

令和5年（2023年）11月の「水銀に関する水俣条約 第5回締約国会議」において、一般照明用の蛍光灯の製造及び輸出入をその種類に応じて令和9年（2027年）までに段階的に廃止することが決定されたことを受け、今後、国内で必要な措置が講じられます。

このため、引き続き、蛍光灯からLED照明器具及びLEDランプへの切替えが想定される場所、LEDランプへの交換に係る事故防止の観点から、一般消費者への注意喚起について御協力を賜りたく、下記のとおり依頼させていただきます。

記

1. 事故防止に係る周知について

LED照明に変更する方法には、器具交換やランプ交換など様々なものがありますが、そのうちランプ交換については、一般社団法人日本照明工業会により、別紙1及び別紙2のとおり、事故防止の観点から注意喚起のパンフレットが作成されています。既に当該パンフレットを活用していただいている販売店もあると承知していますが、当該パンフレットは本年11月に改訂されているところ、関係事業者団体の皆様におかれましては、引き続き

き、積極的に掲示等、一般消費者への注意喚起をしていただくことについて、会員企業と組合員に対する周知をお願いします。

蛍光灯の製造及び輸出入廃止を受けた LED 照明への変更の案内と注意喚起

https://www.jlma.or.jp/siry/pdf/pamph/JLMAP_2017c.pdf (別紙 1)

直管 LED ランプを交換する時の注意喚起

https://www.jlma.or.jp/siry/pdf/pamph/shoumeikigu_marugoto.pdf (別紙 2)

2. 一般消費者からの問合せ時の留意点

① 電気工事が必要となるケースについて

- 照明器具の改造や交換には電気工事が必要となります。
- ランプのみを交換する場合も工事が必要になる場合があります。
- 工事が必要な場合は専門業者の御紹介及びお取次ぎをお願いします。

② 電気工事が不要なケースについて (タイプ別一例)

電球形 LED ランプ (LED 電球)

- 既存の照明器具の口金を確認いただき、適合する電球形 LED ランプをお選びいただくよう、一般消費者の皆様にお知らせください。これは、白熱電球や電球形蛍光ランプの交換時と同様の考え方となります。

環形 LED 照明器具 (LED シーリングライト) 及び環形 LED ランプ

- 環形 LED 照明器具 (LED シーリングライト) は、御家庭のリビングやダイニング等に多く使用されている照明です。環形 LED 照明器具は既に販売店において多くの機種が販売されていると承知しており、この場合、工事が不要であり、比較的簡単に器具交換できます。
- 他方、インターネット販売サイトや一部販売店等においては、照明器具タイプではなく、工事が不要な環形 LED ランプが販売されております。仮に環形 LED ランプ交換に関して、一般消費者から御相談を受ける場合があれば、安全性及び事故防止の観点から下記内容をお知らせいただきますようお願いいたします。
 - 販売サイト及びパッケージに記載の注意事項や同封される取扱説明書をよく確認いただくこと
 - その上で、既に御利用中の照明器具と購入検討中のランプの組合せが適切かどうかを確認いただくとともに、電気工事の要否をよく確認いただくこと
 - それでもなお、工事の要否が明らかでない場合や御利用中の照明器具の劣化が心配な場合は、専門業者に相談すること

※照明器具の交換目安は約 10 年とされています。

(出典：日本照明工業会 HP)

https://www.jlma.or.jp/siryo/pdf/pamph/JLMAP_2044.pdf (別紙3)

- メーカー保証の対象や範囲をよく確認いただくこと (仮に蛍光灯の照明器具を原因とする事故が発生した場合であっても、想定外の組合せ等を理由に蛍光灯の照明器具メーカーの保証対象外になる可能性があることから、消費者保護の観点に立ち、LED ランプメーカー、販売店、工事会社等による保証の有無を確認いただくこと)

直管 LED ランプ

- インターネット販売サイトを始めとし、多くの店頭で販売されていると承知しておりますが、販売店におかれましては、工事不要の直管 LED ランプの御購入を検討される一般消費者に対して、安全性及び事故防止の観点から下記内容をお知らせいただきますようお願いいたします。

- パッケージに記載の注意事項や取扱説明書をよく確認いただくこと
- 器具とランプの組合せが適切かどうかを確認いただくとともに、電気工事の要否をよく確認いただくこと
- 工事の要否が明らかでない場合や既存器具の劣化が心配な場合は専門業者を御紹介及びお取次ぎをすること

※照明器具の交換目安は約 10 年とされています。

(出典：日本照明工業会 HP)

https://www.jlma.or.jp/siryo/pdf/pamph/JLMAP_2044.pdf (別紙3)

- メーカー保証の対象や範囲をお知らせいただくこと (仮に蛍光灯の照明器具を原因とする事故が発生した場合であっても、想定外の組合せ等を理由に蛍光灯の照明器具メーカーの保証対象外になる可能性があることから、消費者保護の観点に立ち、LED ランプメーカー、販売店、工事会社等による保証の有無を確認いただくこと)

<参考：事故のパターン（想定される事故を含む）>

- ① 照明器具に適合しないランプを取り付けたことに伴う火災等の事故
- ② 照明器具の改造工事が必要な器具に、工事を実施せずにランプを取り付けたことに伴う火災等の事故
- ③ 照明器具の改造工事が不要な器具で、点灯管を外す等の必要な指示を守らずにランプを取り付けたことに伴う火災等の事故
- ④ 長期間使用した照明器具に LED ランプを取り付けて、使用を続けたことによる器具の劣化に伴う火災等の事故

3. 問合せ先

■LED 照明への変更に関すること

経済産業省 商務情報政策局 情報産業課

担当 : 二之湯

E-mail : bz1-johosangyo-syomei@meti.go.jp

TEL : 03-3501-6944

■水俣条約による蛍光灯の製造及び輸出入廃止の決定に関すること

経済産業省 大臣官房産業保安・安全グループ 化学物質管理課

担当 : 川原、田村

e-mail : bz1-suigin@meti.go.jp

TEL : 03-3501-0080

■照明の事故に関すること

経済産業省 大臣官房産業保安・安全グループ 製品安全課

担当 : 江藤、加藤

e-mail : bz1-s-shoho-seihinanzen@meti.go.jp

TEL : 03-3501-4707

以上